

岡山県感染症対策委員会議事次第

日時：令和2年5月19日（火）16：15～

場所：県庁3階 大会議室

1 開 会

2 調査審議事項

新型コロナウイルス感染症対策について

（1）流行状況について

（2）検査体制について

（3）医療体制について

（4）軽症者等の宿泊施設での療養について

（5）今後の対策について

3 その他

4 閉 会

令和2年度岡山県感染症対策委員会出席者名簿

氏名	所属	職名	備考	出欠
松山 正春	(公社)岡山県医師会	会長		○
國富 泰二	(公社)岡山県医師会	理事	小児科	○
田淵 和久	(公社)岡山県医師会	理事	産婦人科	○
小田 慈	新見公立大学／岡山大学	副学長／名誉教授	小児科(血液、腫瘍)	○
頼藤 貴志	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科	教授	公衆衛生分野	○
塚原 宏一	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科	教授	小児科	○
山田 雅夫	新見公立大学／岡山大学	特任教授／名誉教授	病原ウイルス学	○
尾内 一信	川崎医科大学	教授	小児科	○
今城 健二	岡山市立市民病院	副院長	内科	○
橋本 徹	倉敷中央病院	主任部長	臨床検査医学	○
藤田 浩二	津山中央病院	感染症内科特任部長		○
谷本 安	南岡山医療センター	院長		○
西井 研治	(公財)岡山県健康づくり財団附属病院	院長	内科(呼吸器)	○
宮田 明美	(公社)岡山県看護協会	会長		○
栢野 万里恵	岡山弁護士会			○
松岡 宏明	岡山市保健所	所長		○
赤在 あゆみ	倉敷市保健所	参事		○
中谷 祐貴子	岡山県保健福祉部	部長		○
國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課	課長		○
徳山 雅之	岡山県備前保健所	所長		○
望月 靖	岡山県環境保健センター	所長		○

臨時委員

氏名	所属	職名	備考	出欠
中瀬 克己	吉備国際大学保健医療福祉学部	教授		○

新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

1 これまでの取組

- 1月7日(火) 保健所及び県医師会・県病院協会等へ注意喚起(1月6日付け厚生労働省事務連絡)
- 16日(木) 専用ホームページの開設
- 30日(木) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 2月4日(火) 「一般電話相談窓口」の設置、県民へのお願いチラシの作成
- 7日(金) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置
- 17日(月) 「帰国者・接触者相談センター」を24時間対応に変更
- 19日(水) 「新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 22日(土) 「岡山県新型コロナウイルス感染症医療連携会議」の開催
- 26日(水) 県主催イベントの開催に係る考え方の方針を決定
- 28日(金) 国から学校の臨時休業の要請を受け、県の方針を決定
- 3月6日(金) 高知県で岡山県在住の患者確認を受け、対応方針を確認
- 12日(木) 「第2回新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 16日(月) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 19日(木) PCR検査機器の増設(2台体制とし、検査能力が1日約40件へ増加)
- 22日(日) 岡山市在住の患者確認・公表(岡山県内1例目)
- 24日(火) 県主催イベントの開催に係る考え方の方針を改訂
- 26日(木) 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 4月3日(金) 「第3回新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 7日(火) 特措法の規定に基づく「緊急事態宣言」の発出
- 15日(水) 県南の県立学校57校の休業を決定
- 16日(木) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の区域を全都道府県へ変更
- 17日(金) 岡山県緊急事態措置の決定
県主催イベントの開催に係る考え方の方針を改訂
県内の県立学校69校の休業を決定
- 20日(月) 「新型コロナウイルス感染症対策調整本部」「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」の設置
- 21日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 24日(金) 「一般電話相談窓口」を24時間対応に変更
- 27日(月) 「第4回新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議(Webによる情報提供)」の開催
- 28日(火) 県内の県立学校69校の休業の延長を決定

- 5月1日(金) 屋外検体採取センターの設置
- 4日(月) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の期間を延長
- 5日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の書面開催(専門家から意見聴取)
岡山県緊急事態措置の変更
県主催イベントの開催に係る考え方の方針を改訂
- 14日(木) 緊急事態宣言の区域変更(岡山県を含む39県の除外)
- 15日(金) 軽症者等の宿泊療養施設の運用開始(倉敷市)

2 対応状況

(1) 一般電話相談

県民からの不安など一般的な相談を、専用の電話相談窓口を設置し対応している。

一般電話相談件数	36,562件
本庁	16,089件(2月4日～5月17日)
保健所・支所	20,473件(1月6日～5月17日)

(2) 帰国者・接触者相談センターへの相談(→「新型コロナ受診相談センター」に改称予定)

感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関に確実に繋ぐための調整を行っている。

相談件数	5,872件(2月7日～5月13日)
------	--------------------

(3) 検査体制等

県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、県内3施設に検査業務を委託し、検査体制の強化に努めている。

- ①PCR検査実施機関 4機関(1日当たり約80件対応可能)
実施人数 1,560人(2月1日～5月17日、うち他県協力分88人)
※このほか、帰国者・接触者外来でも医療保険によるPCR検査が可能

- ②屋外検体採取センター 1か所(岡山市内)
検体採取数 16人(5月1日～5月13日)

(4) 医療体制

- ①帰国者・接触者外来(→「新型コロナ外来」に改称予定)
帰国者・接触者相談センターから紹介された感染の疑いのある方の診察を行っている。
医療機関数 39機関
受診患者数 1,295人(2月7日～5月13日)
- ②入院病床の確保
今後の感染症患者数の増加を見据えて、病床の更なる確保に努めている。
117床(34機関)
うち感染症指定医療機関における入院病床数 26床
- ③宿泊療養施設 78室
- ④人工呼吸器 県内保有数 517台
- ⑤ECMO 県内保有数 28台
- ⑥アビガン等の使用可能医療機関 17機関

(5) 生活費の支援

①生活福祉資金貸付費

休業や失業を余儀なくされた方々の生活再建に向け、県社会福祉協議会から貸付を行っている。

2, 526件 487, 135千円 (3月25日～5月13日)

②住居確保給付金

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等に、各福祉事務所が家賃の代理納付を行っている。

87件 (4月20日～5月12日)

(6) 医療機関等へのマスクの配布

県が備蓄及び国から提供されたマスクを医療機関、福祉施設等へ配布している。

<医療機関>

サージカルマスク 1, 542, 000枚 (5月18日現在)

KN95マスク 13, 300枚 (//)

<高齢者施設等>

サージカルマスク 239, 000枚 (//)

<障害者施設等>

サージカルマスク 166, 000枚 (//)

県内で確認された新型コロナウイルス感染者 (5月18日現在)

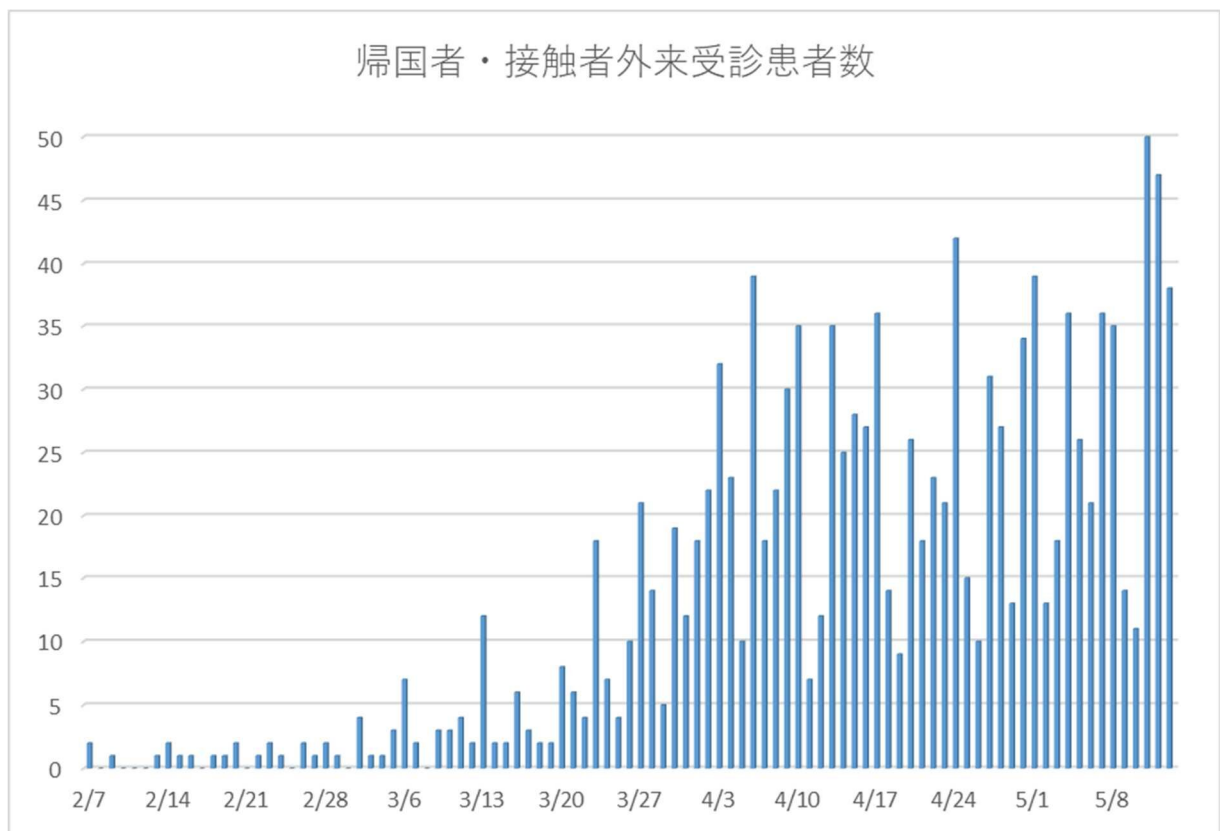
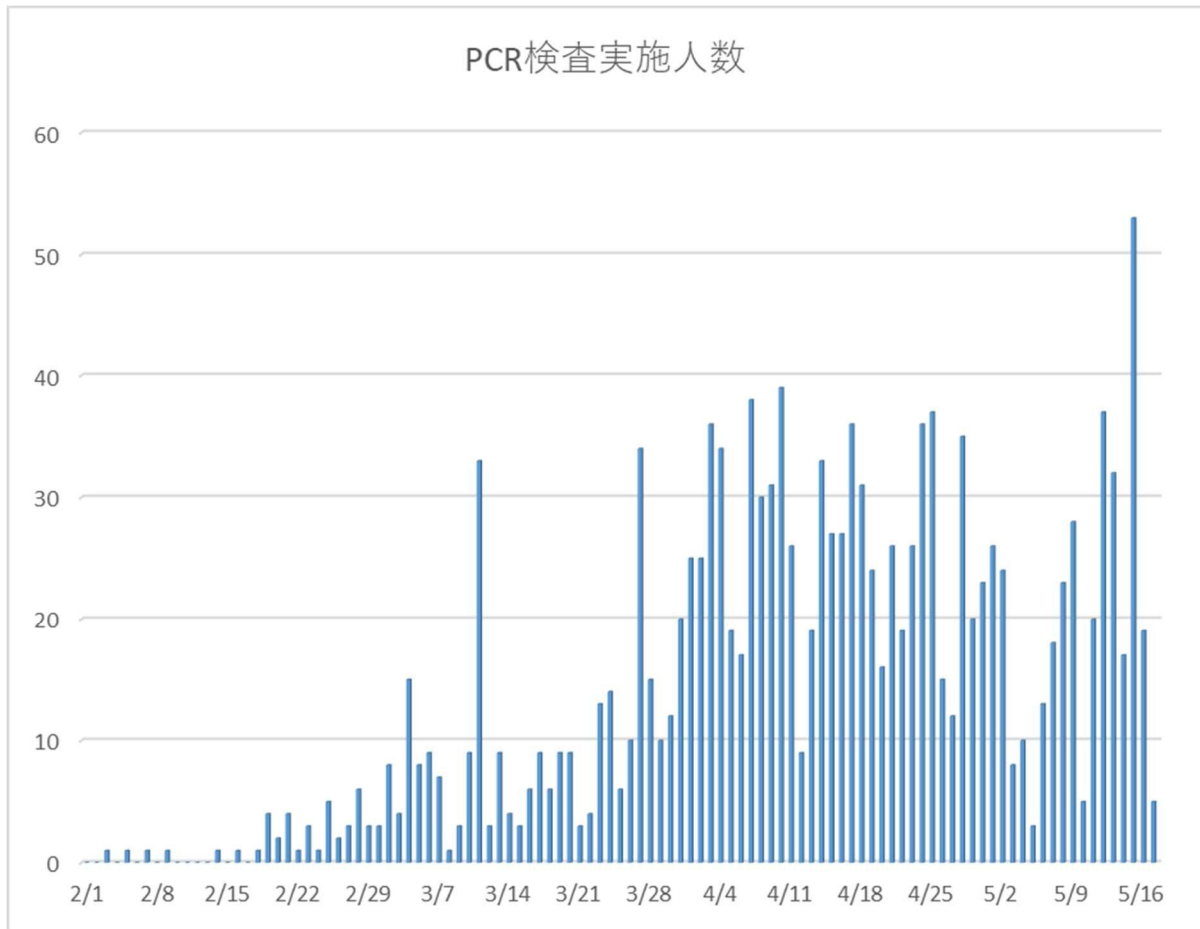
(単位：人)

合 計	入院中	宿泊療養施設 に入所中		退院・退所
		うち退院検査中		
25	2	2	0	23

(参考) 新型コロナウイルス感染者の退院基準 (厚生労働省通知による)

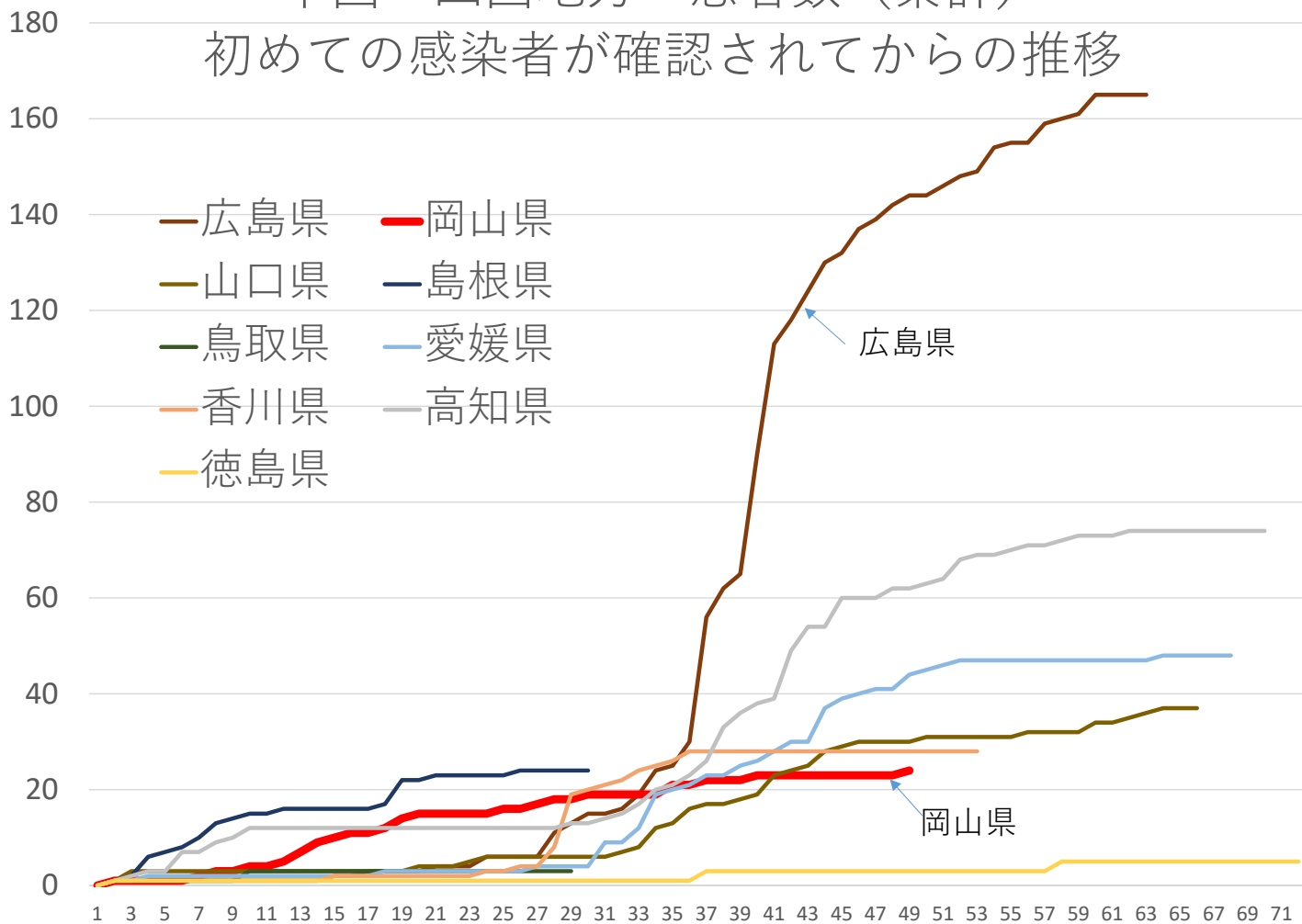
- 1 患者の症状軽快後、24時間後 (無症状病原体保有者については、陽性の確認から24時間後) にPCR検査を実施。
- 2 1の検査で陰性が確認されたら、1の検体採取後24時間以後に再度採取を行い、2回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

(参考 「PCR検査実施人数」及び「帰国者・接触者外来受診患者数」の推移)

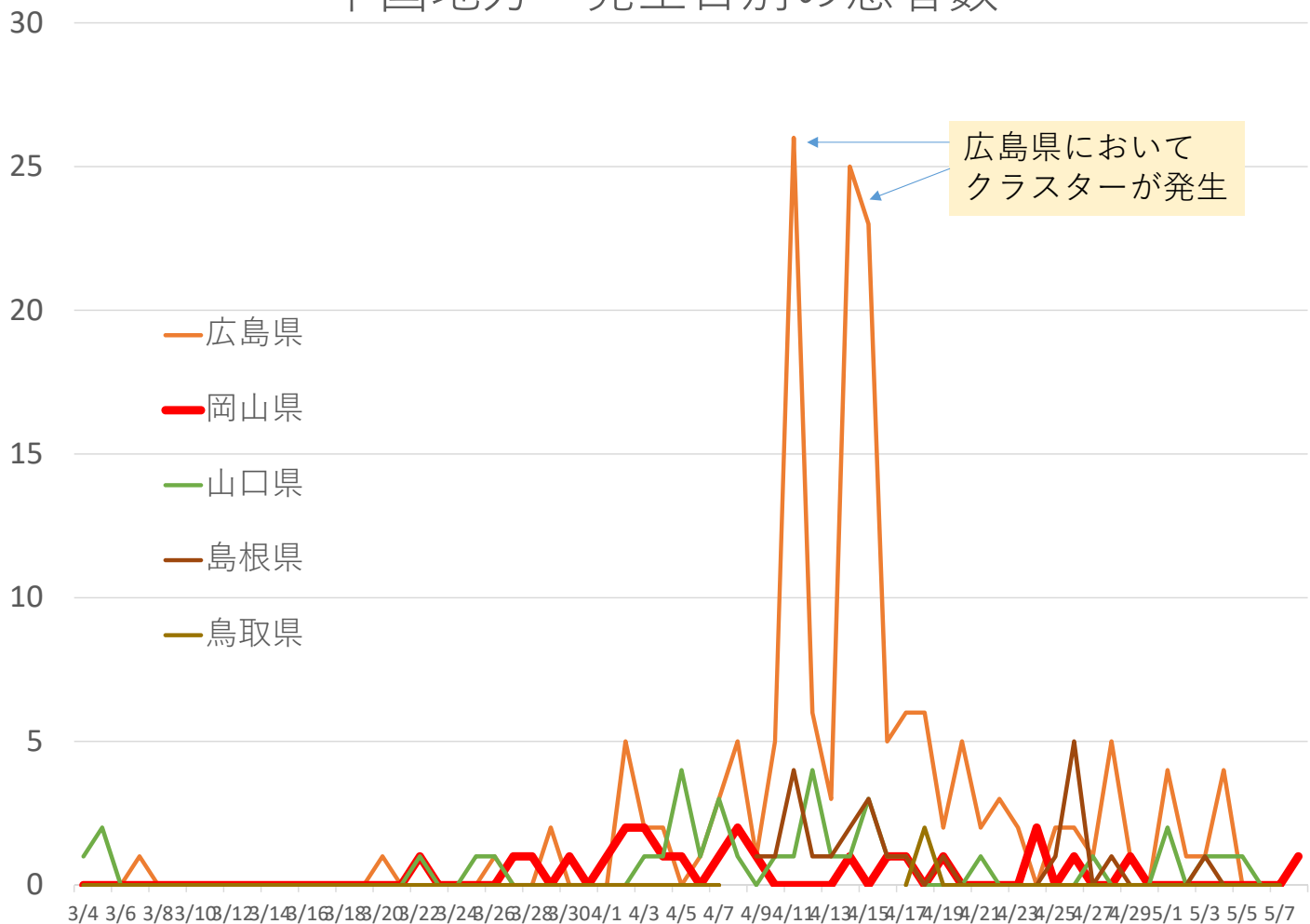


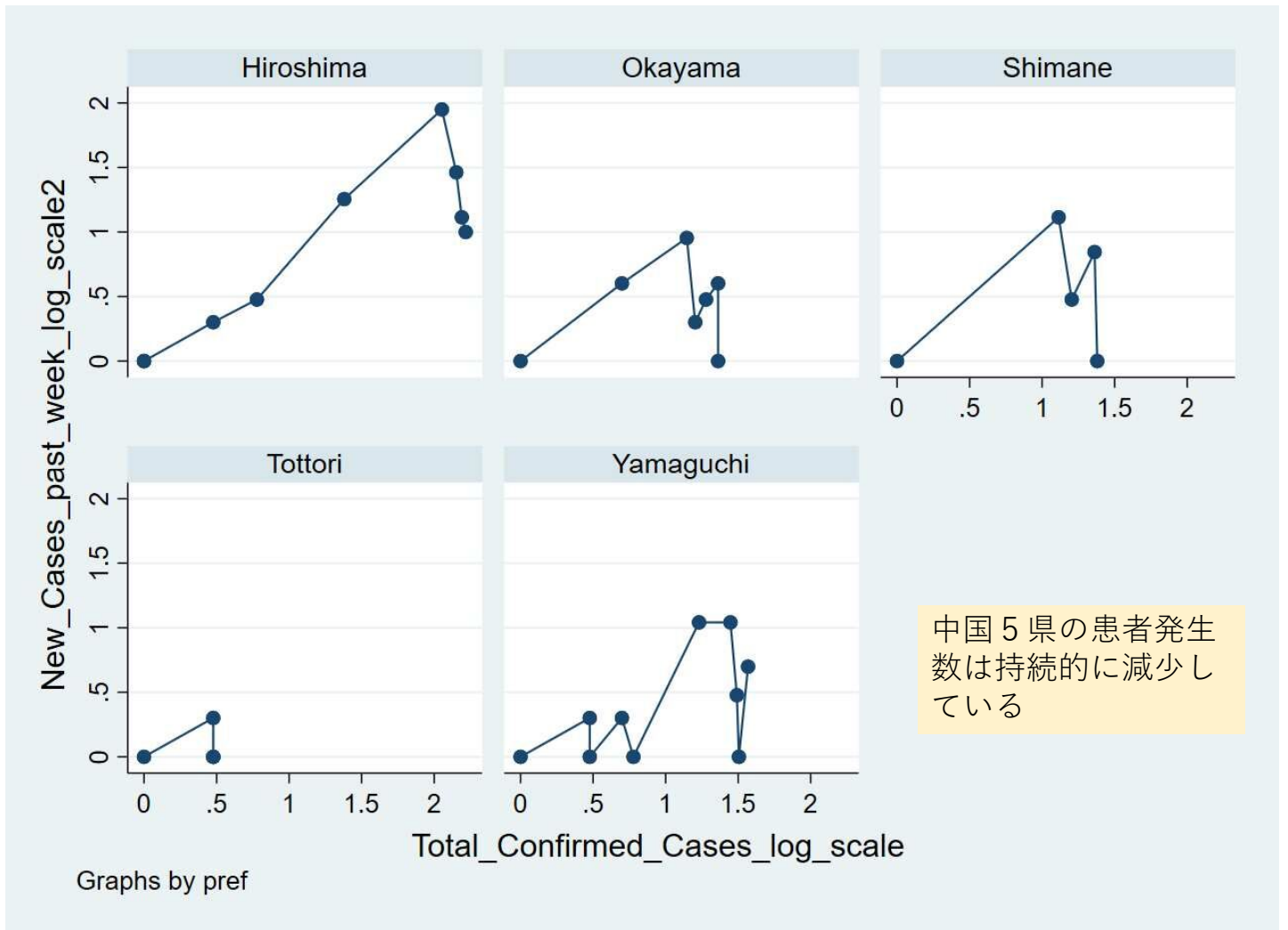
中国・四国地方 患者数（累計）

初めての感染者が確認されてからの推移



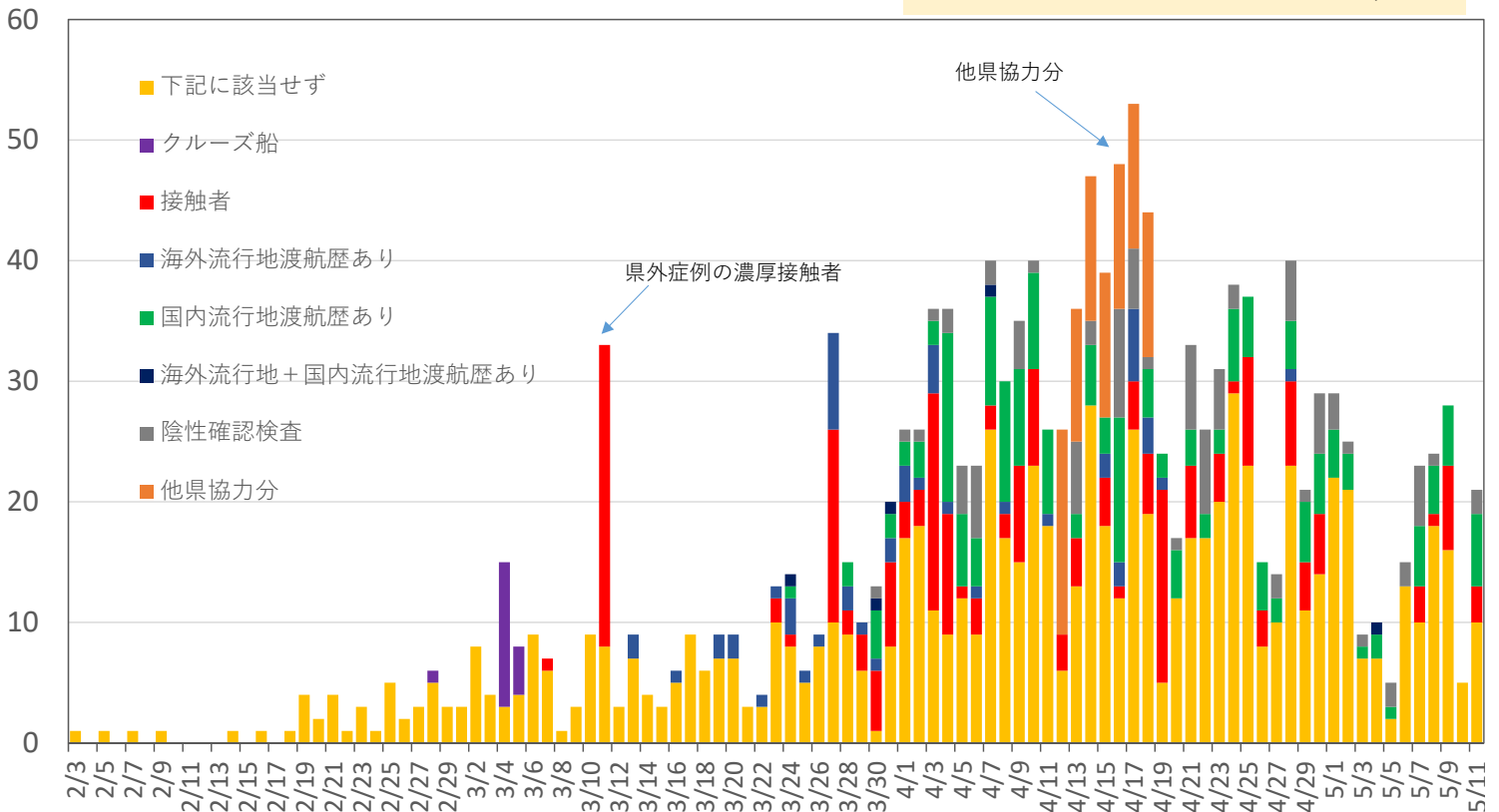
中国地方 発生日別の患者数





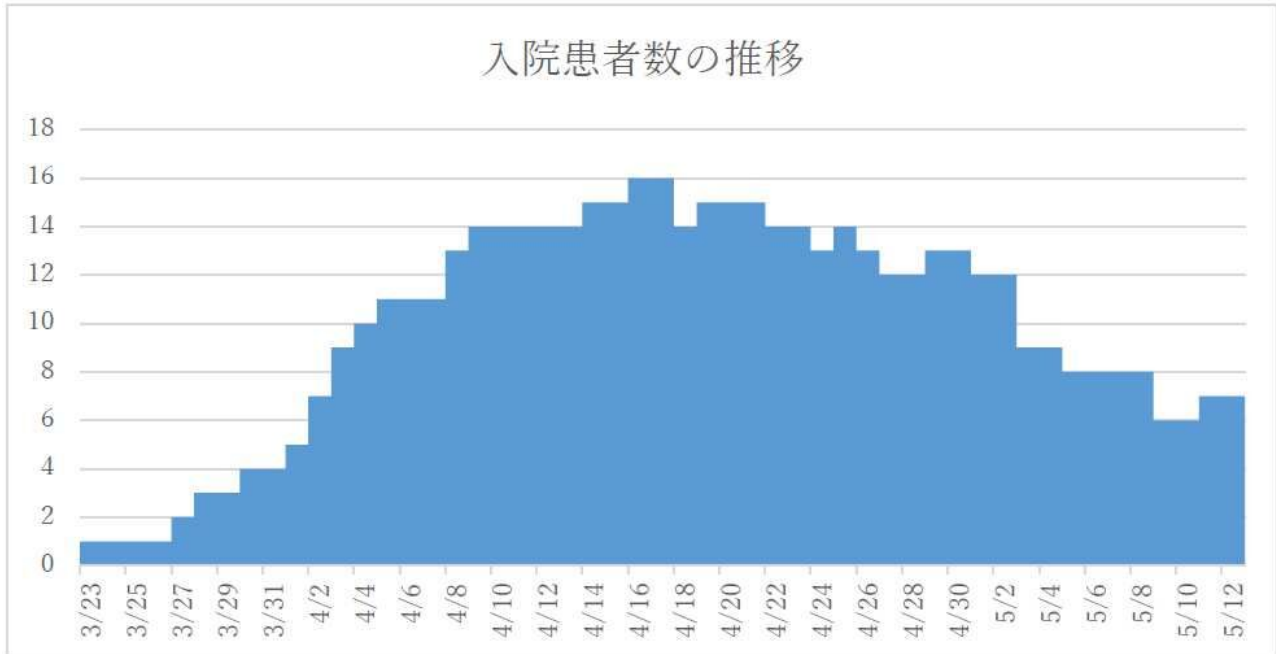
岡山県における背景別の検査実施件数の推移（～5月11日）

5月以降は1日20～30件で推移

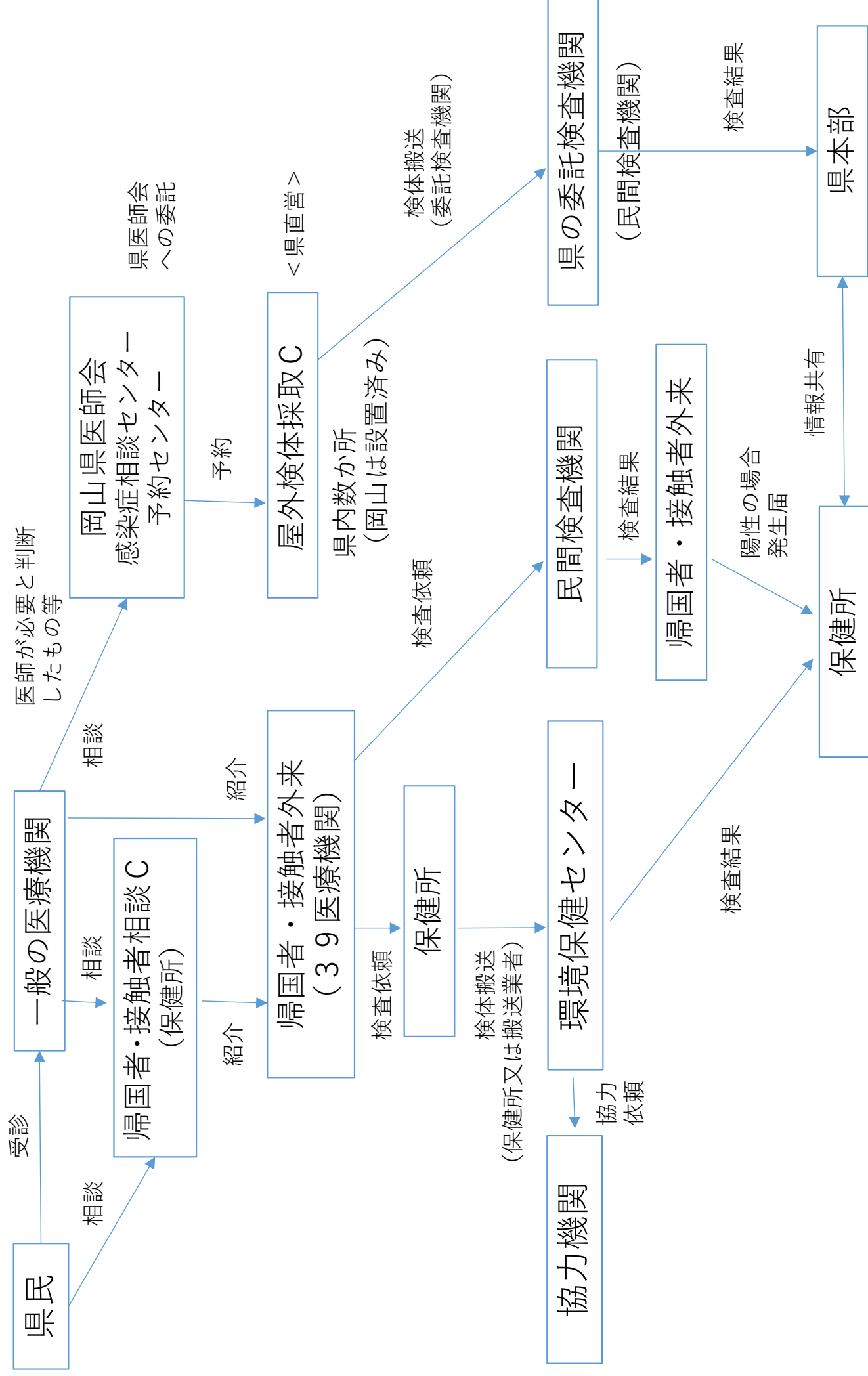


入院患者の状況（～5月12日）

- 病床数の確保状況： 117床（うち、感染症指定病床26床）
- 稼働状況： 最大16床（確保病床に占める割合13%）
- 入院患者数： 25名
- 平均在院日数： 19.4日（中央値18日、最小値7日、最大値40日）



岡山県における新型コロナウイルス検査の流れ



新型コロナウイルス検査 全自動PCR装置等

	全自動装置		試薬	
	メーカー	特徴	全自動装置	試薬
			「ミュータスワコー COVID-19」 (試薬カートリッジ、前処理チューブ、酵素溶液、チップ拡散精製キット)	全自動遺伝子解析装置「ミュータスワコー g1」
メーカー	富士フイルム和光純薬		コバス6800 コバス8800	geneLEAD VIII / X II plus
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 検体を前処理チューブに入れ装置にセットした以降の工程を全自動で行う 習熟した検査員でなくとも検査が可能 一度に4検体検査可能 	<ul style="list-style-type: none"> 1日最大、コバス6800で1,500検体、コバス8800で4,000検体の検査が可能 核酸抽出以降の工程を全自動で行う 	ロシュ・ダイアグノスティクス	プレジジョン・システム・サイエンス
			新型コロナウイルス検出キット (販売予定)	

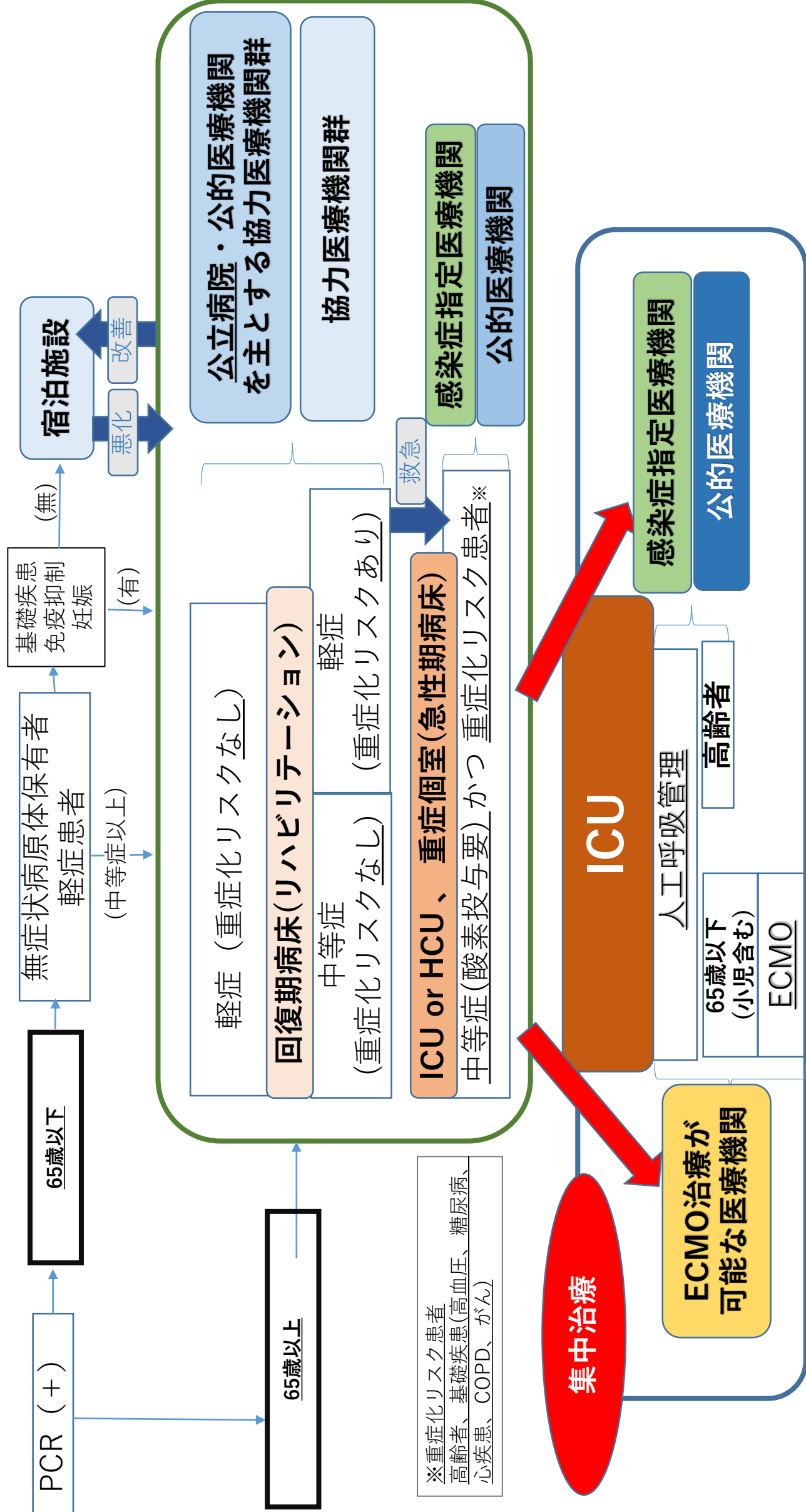
	検査試薬名	
	メーカー	特徴
	2019新型コロナウイルス検出試薬キット	SARS-CoV-2 RT-qPCR Detection Kit
メーカー	島津製作所	富士フイルム和光純薬
特徴	<ul style="list-style-type: none"> RNA抽出操作が不要 96検体を90分以内で検査可能 	<ul style="list-style-type: none"> 検体からのRNA抽出操作が必要 効率的な酵素反応により通常130分程度要するRT-PCR反応を45分程度に短縮 (約85分の時間短縮)
		新型コロナウイルス検出キット SARS-CoV-2 Detection Kit
		東洋紡
		RNA抽出操作が不要

新型コロナウイルス感染症に係る確保病床数（2020.5.15現在）

都道府県名	医療機関数	種別（重複あり）				重症患者受入対象医療機関	入院患者の受入割り当て病床数	うち重症患者の受入割り当て病床数	確保想定病床数	うち重症患者向けに確保予定の病床数		
		① 感染症指定医療機関	② 新型インフルエンザ協力機関	③ 公立・公的医療機関	④ 左記以外の医療機関							
岡山県	39	4	36	23	16	0	34	3	117	11	300	57

医療提供体制イメージ

2020.5.19



岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金の概要

目 的

新型コロナウイルス感染症患者の受入協力医療機関に対して、重・中等症対象の病床確保に伴い必要となる経費や、入院患者の受入に伴い増額となる人件費の一部について財政支援を行う。

事業の内容

- ①入院患者受入れ体制の整備に要する経費として、1床当たり10万円を給付
【例：人員配置や患者の動線変更、職員研修の実施等】
※病床数300床を限度
- ②重・中等症受入患者の入院期間に応じて、1人当たりの診療報酬への上乗せ給付
入院7日超 500千円、入院7日以内 100千円

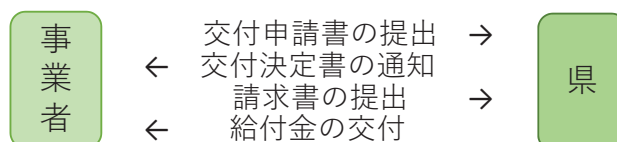
【例】 A 医療機関

①重・中等症対象の病床	10床確保
②受入れ患者	10人
うち入院7日超	7人
〃 7日以内	3人

①100千円 × 10床 = 1,000千円
②7人 × 500千円 + 3人 × 100千円 = 3,800千円

申請時の留意事項

- ・令和2年4月1日以降の事業が給付金の対象となります。
 - ①病床確保：4月1日以降に確保した病床が対象
(3月以前から同日時点で引き続き確保している病床も含む。)
 - ②患者受入：4月1日以降に受け入れた入院患者が対象
(3月以前から同日時点で引き続き受け入れている入院患者も含む。)
- ・軽症患者に係る病床確保や患者受入については、本給付金の対象にはなりません。
- ・月をまたいで入院患者を受け入れている場合は、受入れが終了してから交付申請書を提出してください。
【例】4月28日～5月7日 患者受入れ → 5月に事業を実施したものとして6月に交付申請
- ・給付金の申請に当たり、実施計画の提出は必要ありません。
- ・給付金の交付までの流れは次のとおりです。



【資料の提出先・お問い合わせ先】

岡山県保健福祉部 医療推進課 地域医療体制整備班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

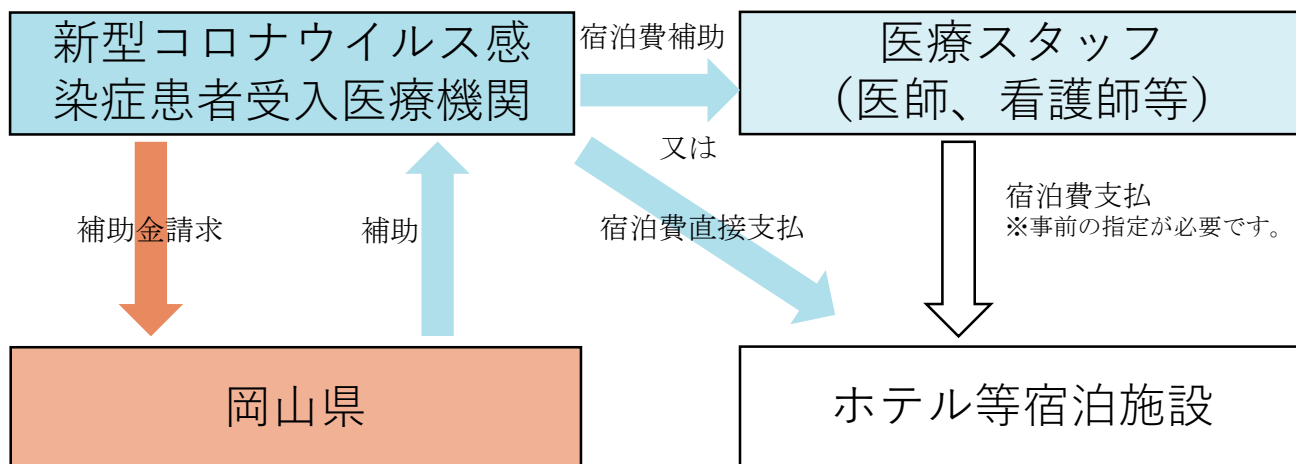
TEL: 086-226-7084 FAX: 086-224-2313

岡山県新型コロナウイルス感染症 患者受入医療機関支援補助金

補助金概要

- 1 補助対象者 新型コロナウイルス感染症患者に対応するため、帰宅困難な医療スタッフに対して、補助又は借上を行う新型コロナウイルス感染症協力医療機関
- 2 補助対象経費 新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療スタッフに対する宿泊費、宿泊補助費
- 3 補助率 補助対象経費の10/10以内
- 4 補助上限額 1人当たり1泊4,000円以内
- 5 適用年月日 令和2年度分の補助事業から適用する。

(補助金の流れ)



(事例1)

- ・医療機関が医療スタッフに対して、宿泊費4,000円を助成
- ・県から4,000円を医療機関に対して補助

(事例2)

- ・医療機関が医療スタッフの宿泊代5,000円を、ホテル等に直接支払
- ・県から4,000円を医療機関に対して補助

(お問い合わせ先)

岡山県保健福祉部医療推進課医事班 担当 犬飼、江田
住所 〒700-8570
岡山市北区内山下2-4-6
電話 086-226-7403
MAIL yuuji_inukai@pref.okayama.lg.jp
shiduka_eda@pref.okayama.lg.jp

新型コロナウイルス感染症を正しく恐れる

岡山県保健福祉部 参与 則安俊昭

新型コロナウイルス感染症は、今年の1月に国内で流行が始まり、その患者数は4月上旬には急激に増加した。このため、国は4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を、7都府県を対象に行い、16日にはその対象を全都道府県に拡大した。この緊急事態宣言により、国や自治体の要請により、国民一人ひとりに県境を越える移動や不要普及の外出が、また、事業者に対しては、イベントや会議、飲食、娯楽など様々な活動の自粛が強く求められ、社会経済活動は大きく制限された。この大きな犠牲の下で、患者の発生は減少に転じ、5月14日には多くの県で緊急事態宣言が解除された。

このことで、封じ込め成功と錯覚するような雰囲気もあるが、これまでに確定した患者数は約1万5千人で、国民の1万分の1強に過ぎない。不顕性感染がこの数倍、楽観的に数十倍あると見込んでみても、ほとんどの国民は免疫がない状態であり、大流行は起こりうる状態である。これまでの騒動は、巨大な枯れ草の山の端がわずかに燃えた程度に過ぎず、油断すれば直ちに大火になり得る状態をイメージしていただければわかりやすいと思う。無症状病原体保有者のように燻る火種が隠れ、海外からも火の粉が次々に降ってくる。この火種から周りに燃え広がらないよう、総力を挙げて取り組む必要がある。

具体的には、一人ひとりが咳エチケット（マスクの常時着用）や手指消毒・手洗いを励行し、「密」を避け、感冒様症状があれば仕事を休み医療機関には事前連絡の上でマスクを着用して受診することを徹底するなど、新しい生活様式を獲得する必要がある。社会全体としてもテレワークやローテーション勤務の普及、職場や会議室等のこまめな換気、身体的距離の確保など、飛沫感染と接触感染を防止しながら社会経済活動を営む文化を創って行く必要がある。

そうした中で、私たち医師は、国民の健康な生活を確保することを使命とする者として、社会の中で高い地位を与えられている。戦後最大の国難とも言われるこの新型コロナウイルス感染症の流行に対して全ての国民が総力を挙げて戦うことが求められる中で、大きな期待が寄せられている。世界中の人々が未経験の事態であり、日々、手探りの対応を迫られる中ではあるが、不勉強のまま恐怖に駆られ、あるいは、安易に自らの安全を守るために、診療拒否することなどは慎むべきと思う。また、日々の行動も、地域住民から常に注視されていることを、意識しておかなければならない。

そのためには、まず、この感染症の基本的事項を知っておく必要がある。その上で、発熱や感冒様症状の患者を診療する際の感染防止対策、加えて、この感染症は発症前からの感染、あるいは無症状病原体保有者から感染も報告されており、そうした患者、時には職員からの院内感染防止対策も併せて講じておく必要がある。

新型コロナ感染症対策は長期戦であり、下図の例のように、流行状況、換言すれば、感染リスクに応じた対策を適切に選択することが望まれる。インフルエンザとノロウイルスの対策を適切に行うことが基本であり、必ずしも重装備を要するものではない。

一般的には、エアロゾルが発生する可能性のある手技（気管挿管や気道吸引、下気道検体採取、胸骨圧迫など）を実施する場合は、N95マスク・眼の防護具・ガウン・手袋の装着、患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する場合は、サージカルマスク・眼の防護具・ガウン・手袋の着用が求められる。こうした手技を行わない場合は、ユニバーサルマスク（医

療現場や人と接触する場所では常時マスクを着用すること）・頻回の手指衛生・高頻度接触面の環境消毒（アルコール・次亜塩素酸等）を徹底しておくことで、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、濃厚接触者に該当しないとされている。感染者がサージカルマスクを着用していることで飛沫拡散は最小限に抑えられるため、患者側のマスク着用指導も重要である。こうした対応が適切になされていれば、医療従事者に感染している可能性は極めて低く、患者が来院したことで医療機関名を公表されることはない。

医師は、仲間の間では「感染症は専門外」と言っても、住民にとっては頼るべきプロフェSSIONALである。その人に拒否されると、住民は立つ瀬がなく、その不安は計り知れない。

次の参考資料などから新型コロナウイルス感染症や院内感染対策の基本を押さえ、敵を正しく恐れつつ自信を持って挑むことが、患者や住民の期待に応えることになると思う。

稿を終えるにあたり、貴重な資料の提供と懇切丁寧にご指導いただいた岡山大学病院総合内科・総合診療科 萩谷英大先生に深謝いたします。

図（岡山大学病院 総合内科・総合診療科 萩谷英大 准教授 提供資料）を挿入

参考資料

- 1 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について
令和2年3月11日付け、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
- 2 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版
一般社団法人 日本環境感染学会
- 3 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」
2020年3月17日、令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究
- 4 Transmission of 2019-nCoV Infection from an Asymptomatic Contact in Germany. The NEW ENGLAND JOURNAL of MEDICINE, January 30, 2020
- 5 Covid-19: four fifths of cases are asymptomatic, China figures indicate. BMJ 2020;369:m1375

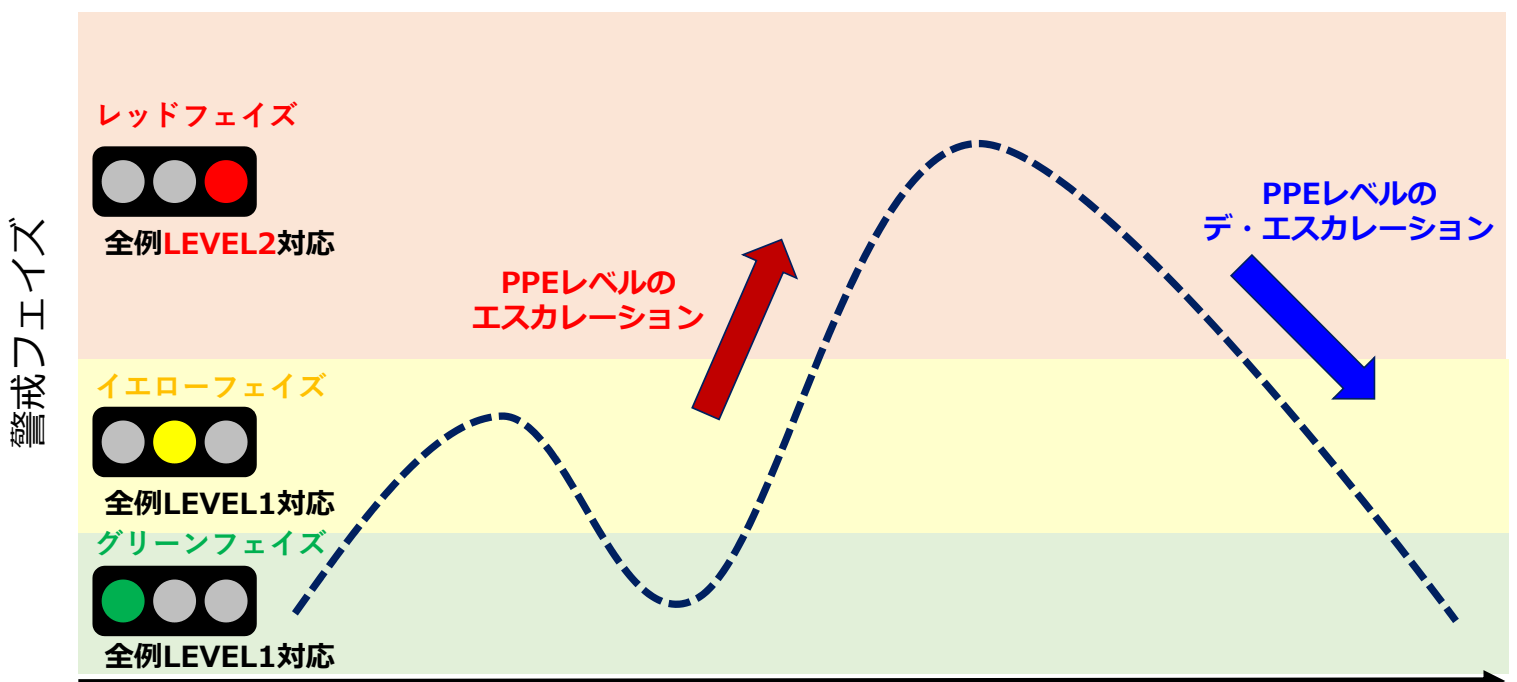
図. 県内警戒フェイズに応じた患者対応時のPPEレベルの一例

岡山大学病院 総合内科・総合診療科 萩谷英大 准教授 提供資料

県内警戒フェイズ	基準例 (県内発生数/週)	患者対応時のPPEレベル	備考
レッドフェイズ 市中蔓延の 可能性が 高い状況 	9例以上	全例LEVEL2対応 サージカルマスク +アイガード +手袋 +キャップ・長袖ガウン	
イエローフェイズ 市中発症が ありうる 状況 	4-8例	全例LEVEL1対応 サージカルマスク ±アイガード (偶発的な濃厚曝露を防ぐため)	医療機関では下記項目に基づきトリアージする ①臨床症状 -発熱・呼吸器症状 -味覚・嗅覚異常 ②2週間以内の濃厚曝露 ③特定警戒地域への渡航歴 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> いずれかに該当 ⇒LEVEL2 対応する ことを推奨 </div>
グリーンフェイズ 市中発症が ほぼない状況 	0-3例	全例LEVEL1対応 サージカルマスク ±アイガード (偶発的な濃厚曝露を防ぐため)	医療機関では下記項目に基づきトリアージする ①臨床症状 -発熱・呼吸器症状 -味覚・嗅覚異常 ②2週間以内の濃厚曝露 ③特定警戒地域への渡航歴 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ②③に該当 ⇒LEVEL2 対応する ことを推奨 </div>

感染流行カーブと患者対応時のPPEレベルのイメージ

～「県内警戒フェイズ」に応じて対応レベルをエスカレーション/デ・エスカレーションする～



岡山大学病院 総合内科・総合診療科 萩谷英大 准教授 提供資料

COVID-19対策のためのレベル別PPE（個人防護具）

COVID-19対策としては常時LEVEL 1以上での診療とする

LEVEL 0 通常診療



日常診療で常にマスクをする必要はありません

全ての外来・病棟

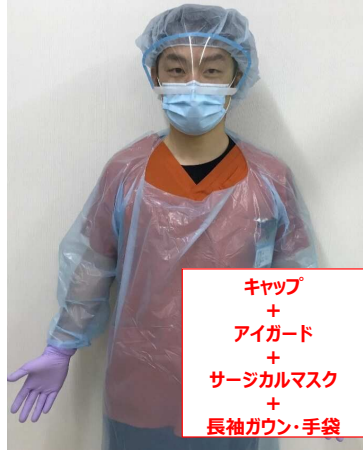
LEVEL 1 発熱+呼吸器症状を伴う患者を診察する時



サージカルマスク
咽頭診察の際はアイガード着用

一般・救急外来

LEVEL 2 COVID-19を強く疑うまたは確定（エアロゾル発生がない状況）



キャップ
+
アイガード
+
サージカルマスク
+
長袖ガウン・手袋

外来隔離室・救急車対応・入院病棟

LEVEL 3 COVID-19を強く疑うまたは確定（エアロゾル発生がありえる状況）



キャップ
+
フェイスシールド
+
N95マスク
+
長袖ガウン・手袋

EICU/ICU

【重要！】発熱+呼吸器症状のある方を診療する際は、患者・医療者ともに必ずマスク着用をする。PPE着脱の前後で必ずアルコール手指衛生を行う。

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の療養施設について

1 宿泊療養の概要

新型コロナウイルス感染者の増加に備え、重症者を優先する医療体制への移行を進めるため、軽症者及び無症状病原体保有者について、鷺羽山下電ホテルで療養いただくものです。(確保室数：78室)

2 対象者

新型コロナウイルス感染者の軽症者

新型コロナウイルス感染者の無症状病原体保有者

3 受入体制

(1) 人員体制

- ・ 県職員 (昼間2名、夜間2名)
- ・ 医師 (オンコール)
- ・ 看護師 (昼間2名、夜間1名)
- ・ ホテル職員 (昼間5名、夜間1名)

(2) 感染防止の取組

- ・ 施設内をグリーンゾーンとレッドゾーンに区分 (配布の平面図を参照)

(3) 健康管理

- ・ 朝夕2回、自らが体温、血圧、血中酸素濃度を測定し報告、看護師は各入所者の体調を確認

(4) 食事の提供

- ・ 食事は、各フロアに設置した机に提供し、各自、居室で行う。

(5) その他

- ・ 面会：原則、不可
- ・ 差入れ：必要と認められる場合は可
- ・ 外出：ホテル内の決められた敷地に限り可

4 運用開始

令和2年5月15日(金)

瀬戸内海国立公園〈特別景勝地区内〉唯一
政府登録国際観光旅館



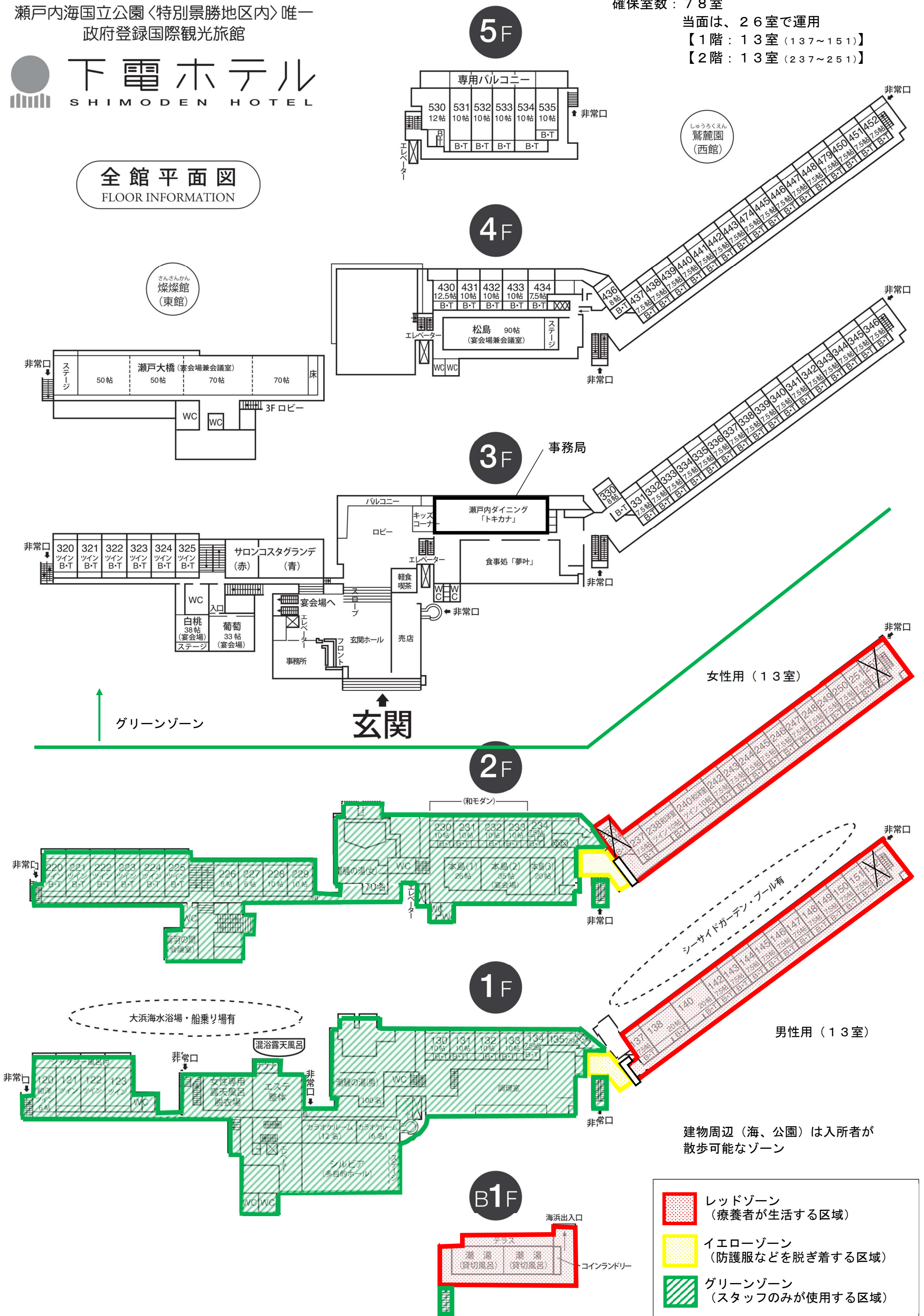
確保室数：78室

当面は、26室で運用

【1階：13室（137～151）】

【2階：13室（237～251）】

全館平面図
FLOOR INFORMATION



- レッドゾーン (療養者が生活する区域)
- イエローゾーン (防護服などを脱ぎ着する区域)
- グリーンゾーン (スタッフのみが使用する区域)

建物周辺 (海、公園) は入所者が散歩可能なゾーン

瀬戸内海国立公園〈特別景勝地区内〉唯一
政府登録国際観光旅館



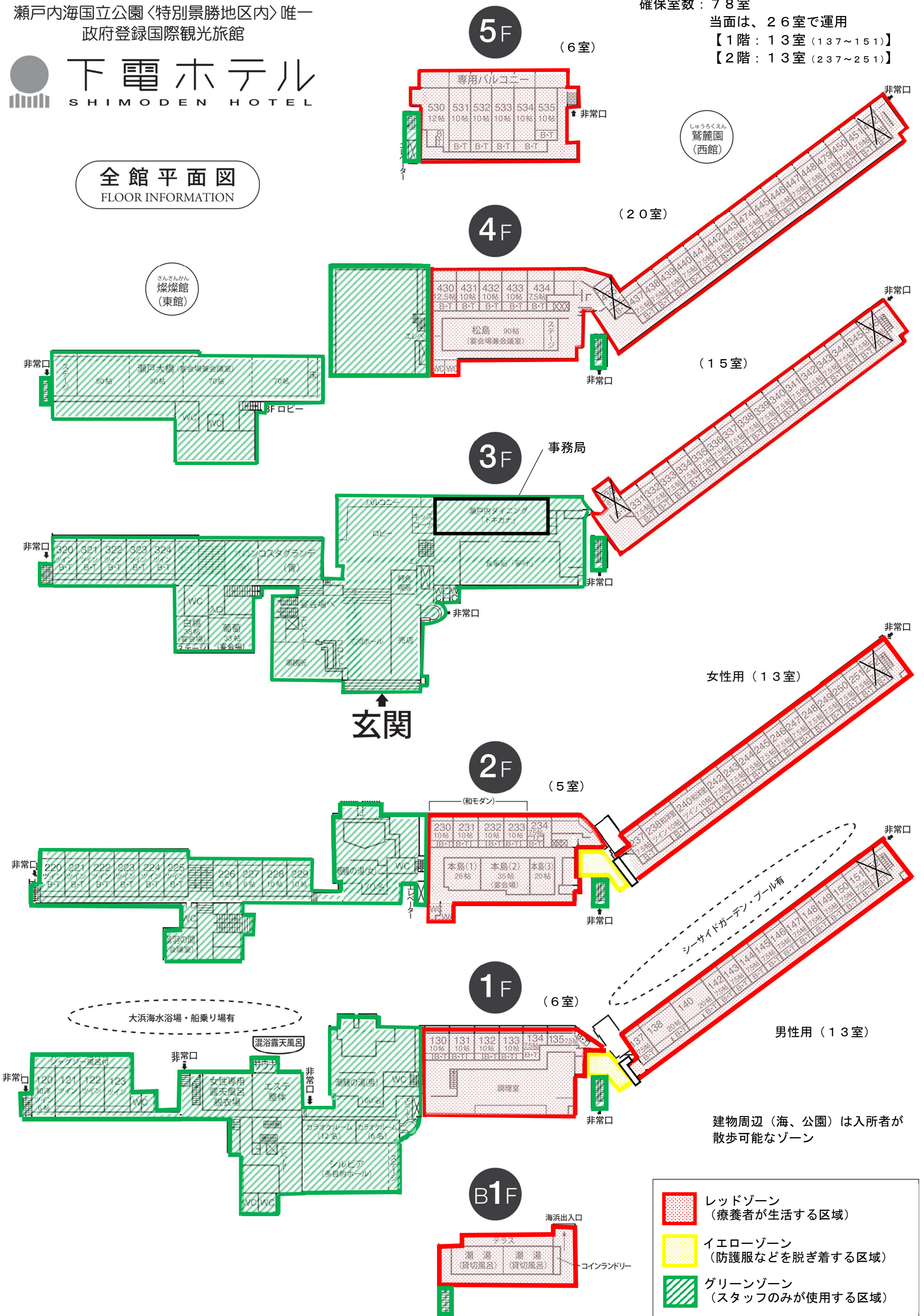
確保室数：78室

当面は、26室で運用

【1階：13室 (137~151)】

【2階：13室 (237~251)】

全館平面図
FLOOR INFORMATION



- レッドゾーン
(療養者が生活する区域)
- イエローゾーン
(防護服などを脱ぎ着する区域)
- グリーンゾーン
(スタッフのみが使用する区域)

建物周辺 (海、公園) は入所者が
散歩可能なゾーン

さんさんかん
燦燦館
(東館)

しゅうろくえん
鷺麓園
(西館)

大浜海水浴場・船乗り場有

混浴露天風呂

女性専用
露天風呂
脱衣場

エステ
整体

カラオケルーム (12名)

カラオケルーム (6名)

シルビア
(多目的ホール)

シーサイドガーデン・プール有

2F

1F

B1F

3F

4F

5F

玄関

事務局

(5室)

(6室)

海浜出入口

コインランドリー

(15室)

女性用 (13室)

男性用 (13室)

(5室)

(6室)

海浜出入口

コインランドリー

(20室)

(6室)

事務局

(5室)

(6室)

海浜出入口

コインランドリー

(15室)

女性用 (13室)

男性用 (13室)

(20室)

(6室)

事務局

(5室)

(6室)

海浜出入口

コインランドリー

フェーズごとの主な対策(案)

週ごとの患者数や他県の流行状況も見ながら段階的に判断していく

R2(2020).5.19

	活動自粛フェーズ	段階的な活動再開フェーズ	感染対策と活動の両立フェーズ	活動の全面再開
状況	感染者数が持続的に増加 医療体制が逼迫 国内の感染者数が急増	感染者数が持続的に減少 国内の感染者数が減少傾向	感染者数が減少、感染源不明の新規感染者もみられない 国内の流行状況も落ち着いている	ワクチンや効果的な治療薬が実用化、集団免疫を獲得
目的	感染拡大・県外流入抑制 医療体制の維持	封じ込め状態の確認 「密」を回避しつつ社会機能の段階的再開	封じ込め状態の維持 社会機能の回復	制限の解除 社会機能の回復
医療等	・病院は重症者の入院治療を優先、軽症者は自宅・宿泊療養 ・面会の原則禁止、利用者・従事者の健康管理など感染予防策の徹底を要請		引き続き感染予防策の徹底を要請	ワクチン接種や効果的な治療薬の使用が可能
遠出	県境を越えた不要不急の移動自粛を要請		流行地への不要不急の往来自粛、帰宅後14日間の外出自粛を要請	
外出	有症状者の外出自粛 不要不急の外出自粛 「密」の回避行動の徹底	有症状者の外出自粛 夜の外出自粛を呼びかけ 「密」の回避行動の徹底	有症状者の外出自粛 社会的距離確保、「密」の回避行動など新たな生活様式の実践	
学校	休校またはオンライン授業	休校またはオンライン授業 登校日を設定	適切な感染予防策を講じ、再開	
企業	可能な限り在宅勤務を推奨	在宅勤務を推奨		
商業	特に対策が必要な施設に対し、営業自粛の協力要請	適切な感染予防策を講じ、再開		
遊興	特に対策が必要な施設に対し、営業自粛の協力要請	適切な感染予防策が困難な場合、営業自粛の協力要請	適切な感染予防策を講じ、再開	
県有施設	図書館、美術館等は休館	適切な感染予防策を講じ、再開 県外客が多い施設は休館	適切な感染予防策を講じ、再開	
イベント	全てのイベントの中止・延期	全国規模又は概ね50人以上のイベント等は中止・延期	「密」につながるもの、全国規模のもの等は中止・延期、その他は対策を講じた上で、開催可能(別紙)	

※上記の対策は、各フェーズで一律に切り替えるのではなく、感染者の発生状況等により、一部の対策から段階的に実施することも想定される

感染拡大防止に向けた県主催イベントの開催に係る考え方（改訂案）

R2(2020).5.〇

1 自粛するもの

- (1) 下記のア及びイに該当するもの（密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの）
 - ア) 多数の人と1メートル以内の距離で会話するなど密に接するもの
 - イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間（換気が不十分な密閉空間）で長時間過ごすもの
目安) 屋内であれば概ね100人以上、屋外であれば概ね200人以上
- (2) 全国規模のもの又は特定（警戒）都道府県などからの参加が見込まれるもの
- (3) 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるもの
- (4) 特定（警戒）都道府県や感染拡大注意都道府県などにおいて実施するもの

2 原則として自粛を検討するもの

- (1) 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの
- (2) 医療・福祉関係者等が集まるもの（患者や施設利用者等への二次感染のリスクに配慮）

3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・ 室内換気を十分に行うこと
- ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- ・ 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること
- ・ 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインも参考にすること

※ この方針については、7月末までのイベント等を想定しており、今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。

※ 下線部は5月5日版からの変更点。

		活動自粛	段階的な活動再開	感染対策と活動の両立	活動の全面再開
対策フェーズ					
活動再開の目安	<p>下記のすべてに該当する場合などで総合的に判断する</p> <p>【流行状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近1週間の新規感染者数 $\frac{\text{直近1週間の新規感染者数}}{\text{その前1週間の新規感染者数}} = \text{概ね1未満}$ 直近1週間の新規感染者数が9人未満程度 (人口10万人あたり0.5人未満程度に相当) <p>【医療体制】</p> <p>$\frac{\text{感染症指定病床の入院患者数}}{\text{感染症指定病床数}} = \text{概ね2割未満}$</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内や隣県の流行状況も勘案 監視体制や検査体制等も勘案 	<p>下記のすべてに該当する場合などで総合的に判断する</p> <p>【流行状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の「概ね1未満」が2週間継続 直近1週間に感染源不明の新規感染者がみられない <p>【医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療体制が逼迫していない 人員体制や衛生資材が確保できている <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内や隣県の流行状況も勘案 監視体制や検査体制等も勘案 緊急事態宣言が解除 	<p>ワクチンが実用化され、ワクチン接種等により、国民の大多数が免疫を獲得 (集団免疫を獲得)</p>		
		活動自粛	段階的な活動再開	感染対策と活動の両立	
活動自粛の目安	<p>下記のいずれかに該当する場合などで総合的に判断する</p> <p>【流行状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近1週間の感染者数とその前1週間と比べ急増 (クラスターが発生、倍化期間3日程度、5日間連続で新規感染者数が増加 など) <p>【医療体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療体制が逼迫している $\left[\frac{\text{感染症指定病床の入院患者数}}{\text{感染症指定病床数}} = \text{概ね5割以上} \text{ など} \right]$ <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内や隣県の流行状況も勘案 監視体制や検査体制等も勘案 緊急事態宣言が発令 				

【参加人数】

- ・少人数が望ましい (概ね10人以下)
- ・中規模 (概ね50人以下) で特定の者のみ
- ・大会など普段接触しない者が多数集まるものは避ける

【感染リスクのある運動】

- ・激しい運動で手の届く距離に近づくもの
- ・屋内で激しい呼吸を伴う運動
- ・体の一部が直接、接するもの

※ 各競技の特性を踏まえた対応について、関係団体から指針が示されている場合は、そちらを参考にされたい

レベルA：適切な感染予防策をとった上で実施可能

レベルB：適切な感染予防策の実現可能性や地域の流行状況に応じ慎重に判断

レベルC：延期・中止を検討すべき

屋外スポーツ

	多い	中規模	少ない
	参加人数		
高い	C	C	C
感染リスク	C	B	A
低い	B	A	A

屋内スポーツ

	多い	中規模	少ない
	参加人数		
高い	C	C	C
感染リスク	C	C	B
低い	C	B	B

業種別ガイドラインについて

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL	
1	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf	
2	①劇場、観覧場、映画館、演芸場	全国興行生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf
3	一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	http://www.eiren.org/	
4	②集会場、公会堂	公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20200514_02guide.pdf
5	③体育館、水泳場、ポーリング場、運動施設、遊技場	公益財団法人 日本スポーツ協会	文部科学省	https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158
6		公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200515_002154.html
7		公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	https://www.ileague.jp/release/wp-content/uploads/2020/05/05e44038298e88260d6524bf435c8596.pdf
8		一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会	経済産業省	http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golforonaguideline.pdf
9		公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	http://www.pgs.or.jp/data/CT_20200514105508_efe4fec0-db18-4ba8-a81f-815f6cc880e5.pdf
10		公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	https://www.igra.or.jp/wp1902/wp-content/uploads/2020/05/IGRA2020年5月14日ガイドライン改訂版-第三版-1.pdf
11		公益社団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	https://www.itia-tennis.com/2020_05_14_tennis_guideline.pdf
12		一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	https://ajia.jp/%e3%81%8a%e7%9fa5%e3%82%89%e3%81%9b/%e3%82%b2%e3%83%bc%e3%83%a0%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93/
13		一般社団法人 全日本指定射撃協会	警察庁	http://shajoukyo.ciao.jp/
14		全国麻雀業組合総連合会	警察庁	https://www.zenjanren.com/
15	全日本遊技事業協同組合連合会	警察庁	http://www.zennichiyuren.or.jp/	
16	④博物館、美術館、図書館	公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省	https://www.i-muse.or.jp/02program/pdf/coronaguide0000.pdf
17	公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	http://www.ila.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307	
18	⑤自動車教習所、学習塾等	公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	https://jia.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf
19	全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	http://www.zensiren.or.jp	
20	全国届出自動車教習所協会	警察庁	http://www.zenjikyoo.com	
21	⑥インフラ運営	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	http://kendenkyo.or.jp/pdf/kendenkyo_guidelines.pdf
22		一般社団法人 全国LPガス協会	経済産業省	https://www.japanlpg.or.jp/info/data/20200514.pdf
23		全国石油商業組合連合会	経済産業省	http://www.zensekiren.or.jp/20200414
24		公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省	https://jascoma.com/index.html
25		一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省	https://www.gesui-kanrikyo.or.jp/contents/01-01news.html
26		東日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.e-nexco.co.jp/
27		中日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.c-nexco.co.jp/topics/1121.html
28		西日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.w-nexco.co.jp/
29		首都高速道路株式会社	国土交通省	https://www.shutoko.jp/inquiry/prevention/
30		阪神高速道路株式会社	国土交通省	https://www.hanshin-exp.co.jp/company/
31	本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	https://www.ib-honshi.co.jp/	
32	⑦飲食料品供給	一般財団法人 食品産業センター	農林水産省	https://www.shokusan.or.jp/news/3694/
33		公益社団法人 中央畜産会	農林水産省	http://jlia.lin.gr.jp/archives/3079
34		公益社団法人 大日本農会	農林水産省	http://www.dainihon-noukai.jp/news01/2270/
35		一般社団法人 日本林業協会	農林水産省	http://www.maff.go.jp/i/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

業種別ガイドラインについて

業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
34	全国漁業協同組合連合会 一般社団法人 大日本水産会	農林水産省	https://www.zengyoren.or.jp/information/detail.php?type=press&id=152 https://suisankai.or.jp/news/%e3%80%8c%e6%bc%81%e6%a5%ad%e8%80%85%e3%81%ab%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93%e8%80%85%e3%81%8c%e7%99%ba%e7%94%9f%e3%81%97%e3%81%9f/
35	⑦ 飲食料品供給 全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 一般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 東京食肉市場卸商協同組合 一般社団法人 日本花き卸売市場協会 一般社団法人 全国花卸協会 一般社団法人 全国水産卸協会 全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会	農林水産省	http://www.seika-oroshi.or.jp/ http://www.zenseioroshiren.or.jp/ https://mmb.imma.or.jp/common/news/200514_新型コロナウイルス_対応ガイドライン_(卸売市場).pdf http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
36	一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
37	一般社団法人 日本外食流通協会	農林水産省	http://www.gaishokukyo.or.jp/
38	全国給食事業協同組合連合会	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
39	一般社団法人 日本給食連合会	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
40	⑧ 食堂、レストラン 喫茶店等 一般社団法人 日本フードサービス協会 一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会	農林水産省 厚生労働省	http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
41	⑨ 生活必需物資供給 オール日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 日本小売業協会 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 一般社団法人 日本スーパーマーケット協会 一般社団法人 日本専門店協会 日本チェーンストア協会 日本チェーンドラッグストア協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 日本百貨店協会 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会	経済産業省 農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html http://www.ajs.gr.jp/?mode=whatsnew&page=index&year=2020#526 http://www.super.or.jp/?p=11151 https://japan-retail.or.jp/ http://www.isa-net.gr.jp/ https://www.diy.or.jp/news-all/top-news/409-2020-05-14.html https://www.ifa-fc.or.jp/particle/3017.html https://www.vca.or.jp/topics/2020/05/post-9.html
42	大手家電流通協会	経済産業省	https://www.ioshin.co.jp/info/0513guideline.pdf
43	日本書店商業組合連合会	経済産業省	http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf
44	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	経済産業省	http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/page96.html
45	全国商店街振興組合連合会	経済産業省	http://www.syoutengai.or.jp/news/topics.cgi
46	⑩ 生活必需サービス 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 一般社団法人 日本旅館協会 一般社団法人 全日本シティホテル連盟	厚生労働省 国土交通省	http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298 https://www.icha.or.jp/news/203
47	一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省	https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801
48	一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省	http://esthe-npo.jekumo.biz/blog/2020/05/ver30-88c4.html
49	全国質屋組合連合会	警察庁	http://www.zenshichi.gr.jp
50	⑪ ごみ処理 一般財団法人 日本環境衛生センター 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	環境省	https://www.iesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx https://www.iwnet.or.jp/info/chousa/index.html

業種別ガイドラインについて

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
51	⑫冠婚葬祭	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会	経済産業省	https://www.bia.or.jp/guidelines/
		一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会		https://www.zengokyo.or.jp/news/1980/
52	⑬メディア	日本放送協会	総務省	https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200514.pdf
53		一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	https://www.i-ba.or.jp/category/broadcasting/iba103834
54		一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	https://www.catv-jcta.jp/topics/detail/1760
55		一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	https://www.icba.jp/community/index.html
56		一般社団法人 衛星放送協会	総務省	https://www.eiseihoso.org/
57	⑭金融	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n051401/
58		日本証券業協会	金融庁	http://www.jsda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200514corona.pdf
59	⑮物流、運送	鉄道連合会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等）	国土交通省	http://www.mintetsu.or.jp/association/news/2020/15261.html
60		公益財団法人 日本バス協会	国土交通省	http://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf
61		一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省	http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3111&a=13
62		一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	http://www.kojin-taxi.or.jp/
63		公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	http://www.ita.or.jp/info/coronavirus_guideline.html
64		日本内航海運組合総連合会	国土交通省	http://www.naiko-kaiun.or.jp/
65		一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	https://www.iships.or.jp/news_detail.php?id=7554
66		一般社団法人 日本船主協会	国土交通省	http://www.isanet.or.jp/covid-19/index.html
67		一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	http://www.iopa.or.jp/document/covid19-guidelines.pdf
68		日本船舶代理店協会	国土交通省	https://www.sendaikyo.org/
69		外航船舶代理店業協会	国土交通省	http://www.jafsa.jp/
70		定期航空協会 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省	http://teikokyo.gr.jp/ http://www.air-terminal.or.jp/
71		一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	https://www.jata-net.or.jp/virus/200514_crrsndncguideline.html
72		一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	https://www.nissokyo.or.jp/index.php
73		一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	http://www.jarw.or.jp/
74	公益社団法人 全国通運連盟 一般社団法人 航空貨物運送協会 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会 日本内航運送取扱業海運組合	国土交通省	http://www.t-renmei.or.jp/ http://www.jafa.or.jp/ https://www.jiffa.or.jp/	
75	全国トラックターミナル協会	国土交通省	http://www.zentakyo.jp/	
76	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html	
77	⑯製造業全般	一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	https://www.sajin.or.jp/
78		一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	http://www.cajs.or.jp/01detail.html?id=1451
79	⑰オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html
80	⑱企業活動、治安維持	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	http://www.ajssa.or.jp/
81	⑲行政サービス	日本公証人連合会	法務省	http://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20200514.html

※上記のほか、学校、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

新型コロナウイルス感染症疫学調査強化事業 委託仕様書

1 事業の目的

県内で新型コロナウイルス感染症に係るクラスター（集団）が発生した場合には、「クラスターの早期発見・早期対応」「患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」「県民の行動変容」を柱とした対策が重要となる。

中でも、感染の拡大防止には、「クラスターの早期発見・早期対応」の体制を早急に図る必要がある、そのためには、公衆衛生学や疫学調査に関する大学の有識者等の外部人材を活用し、専門的・技術的支援の下、患者調査、分析、評価をより効率的に進め、県内の調査体制の強化を図る。

2 委託事業名

新型コロナウイルス感染症疫学調査強化事業

3 委託期間

令和2年5月1日から令和2年9月30日まで

4 事業内容

- ① 患者情報収集のための県下統一フォーマットの作成
- ② 各保健所の積極的疫学調査票の標準化フォーマットの作成
- ③ 県庁内にあるデータの整理（患者基本情報、健康観察記録、入退院確認など）
- ④ クラスター発生時の介入、データ整理、専門的な支援
- ⑤ 県民向け啓発の工夫、助言
- ⑥ 患者発生時の積極的疫学調査の支援、同伴訪問
- ⑦ 公衆衛生上必要と考えられる事項への助言
- ⑧ 報告書の作成
- ⑨ その他（感染予防に関するアドバイスなど）

5 留意事項

- (1) 事業実施に当たっては、県、保健所と密に連携し、実施すること。
- (2) 事業終了後は、実施内容等報告書を提出すること。
- (3) 個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

2020.5.18

県庁

依頼

Feedback
連携

窓口
頼藤

連携

公衆衛生学教室
他鹿田教室
本学
AMDA
他自治体など

1. 聞き取り体制の標準化・電子化

2. 解析

(相談内容・聞き取り・陽性者データ、Line等)

3. 流行シナリオに基づく解析と情報収集

4. 知見や情報の収集

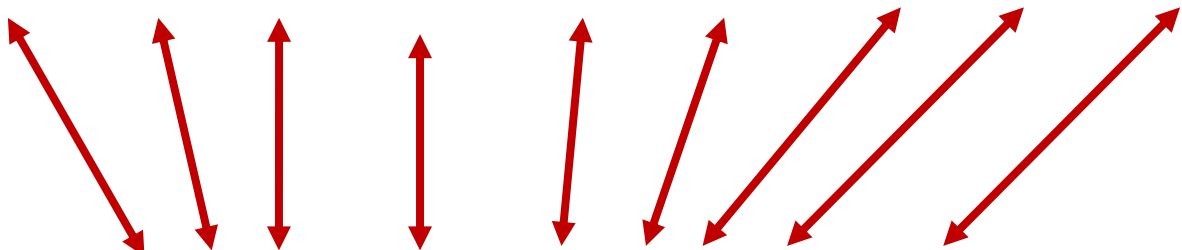
5. 感染予防医療器材・防護服の開発

6. 県民向け啓発の方法検討

7. 医療従事者のメンタルヘルス対策

8. 対策本部作業など

9. その他





2020年5月15日(金)

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS ハーシス)

* Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19

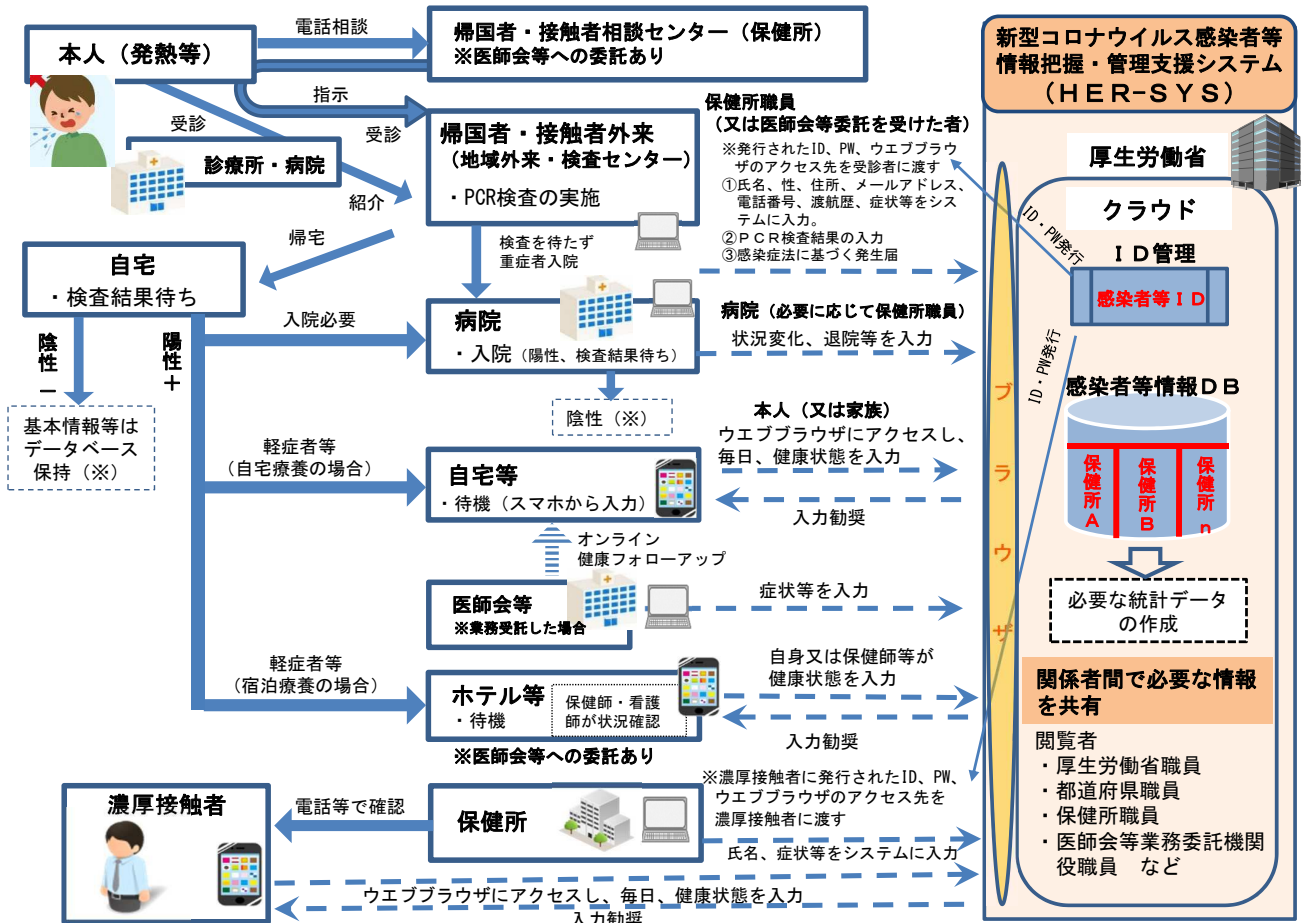
厚生労働省 健康局 健康課長
(新型コロナウイルス感染症対策推進本部 対策班)

かみのた まさひろ
神ノ田 昌博

厚生労働省 政策統括官参事官室(情報化担当) 情報システム専門官

ごとう まさひろ
後藤 昌宏

新型コロナウイルスの感染者等情報の効率的な把握・管理を支援するシステムのイメージ



新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS*）について

* Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19

○新型コロナウイルス感染者等の情報(症状、行動歴等)を

電子的に入力、一元的に管理、関係者間で共有！

◆**現場の保健所職員等の作業をIT化・ワンスオンリー化**
(一度入力した情報を別途報告等する必要がなくなる。)

◆**スマホ等を通じて患者が健康情報を入力**
◆**感染者等の状態変化を迅速に把握・対応**

感染者等へのサポートの充実・安心

保健所・医療機関等の負担軽減

的確な対策立案のサポート

【新システム導入のメリット】

感染者・濃厚接触者【国民】

毎日、電話により健康状態を報告。⇒ スマホ等により、簡単に報告可能に。
急変時に気づいてもらえないことも。⇒ きめ細かな安否確認を受けられるように。

医師等

【発生届】手書き、FAXでの届出。⇒ パソコン・タブレットで入力・報告が可能に。
※ 保健所がFAXをパソコンに入力する作業も減少。

保健所 都道府県・国【行政】

電話・メール等により、感染者等の情報を報告・共有。⇒ 患者本人や医療機関、保健所等が入力した患者情報が迅速に集計され、都道府県、国まで共有可能に。
保健所、都道府県、国が、それぞれ感染者等の情報を入力・集計。⇒ 入院調整の迅速化や、クラスター対策の広域的な情報共有が不十分。⇒ 効率化が可能に。

【スケジュール（予定）】

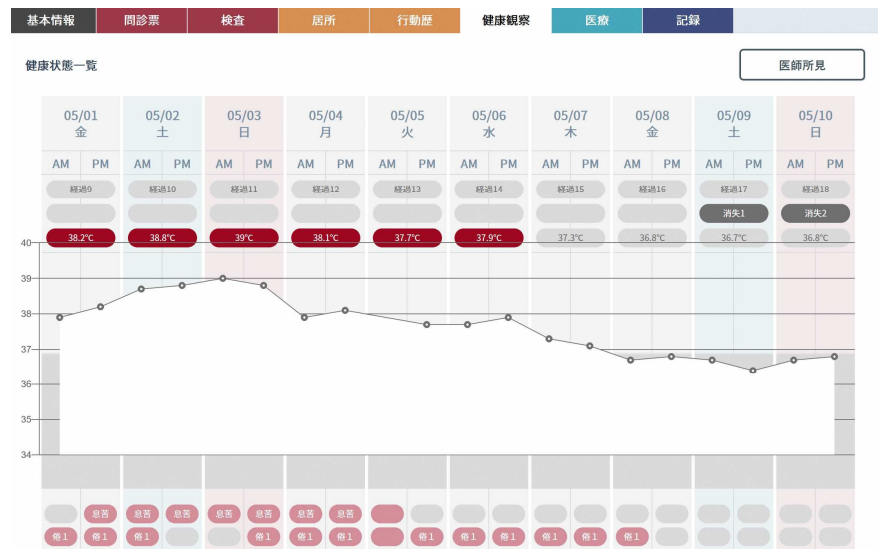
今月中の利用開始（全国）を目指し、開発・調整中。

※全国での利用開始に先立ち、一部自治体において試行利用を行うことを予定。

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS*）画面イメージ

* Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19

きめ細かな安否確認を可能に



本人がスマホ等での入力 → 健康状態一覧

発生届のオンライン化

手書き、FAXでの届出からの解放



別記様式 6-1

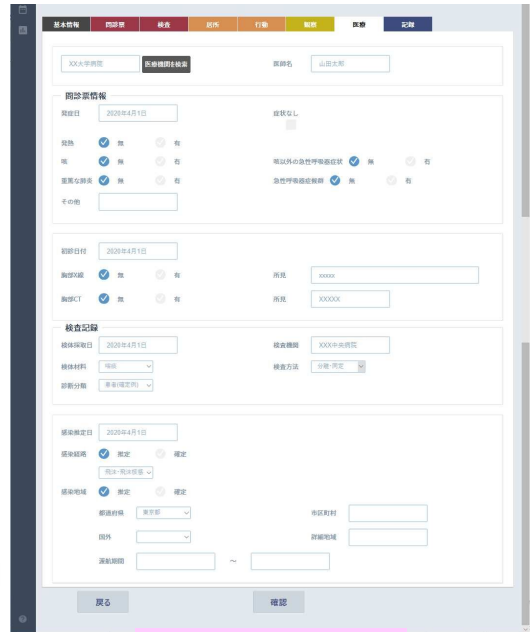
新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

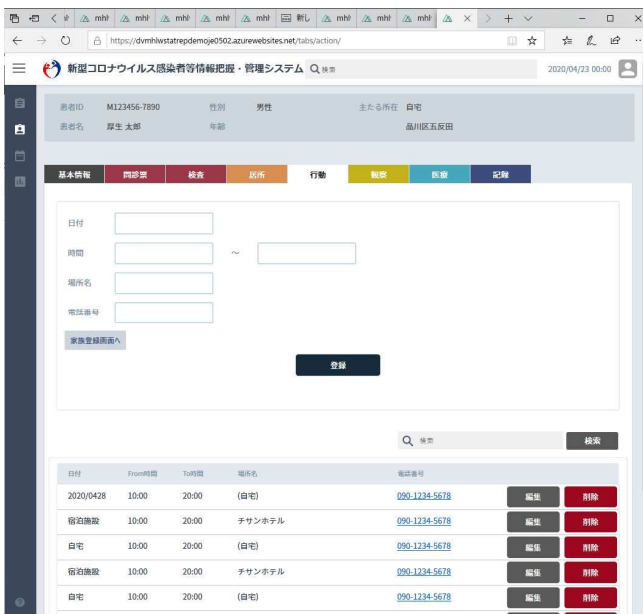
医師の氏名 厚生 太郎 報告年月日 令和 2年 5月 15日
 印
 拉する病院・診療所の名称 霞が関病院 (署名又は記名押印のこと)
 上記病院・診療所の所在地(※) 千代田区新大塚1-2-2
 電話番号(※) (03)5253-1111
 (※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 患者（確定例） <input type="checkbox"/> 患者（確定例） <input type="checkbox"/> 無症状病原体保有者 <input type="checkbox"/> 疑似症患者 <input type="checkbox"/> 感染症死亡者の死体 <input type="checkbox"/> 感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業	
<u>鈴木 一郎</u>	<u>男</u>	<u>1980年 1月 1日</u>	<u>40歳(4か月)</u>	<u>無業</u>	
7 当該者住所	8 当該者所在地				電話 () - ()
<u>千代田区新大塚100-100</u>	<u>同上</u>				<u>(03)1234-5678</u>
9 保護者氏名	10 保護者住所	(9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
		電話 () - ()			
11 症	<input checked="" type="checkbox"/> 発熱 <input checked="" type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 咳以外の急性呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 肺炎 <input type="checkbox"/> 重症な肺炎 <input type="checkbox"/> 急性呼吸器感染症様 <input type="checkbox"/> 多臓器不全 <input type="checkbox"/> 全身倦怠感 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 嘔気/嘔吐		18 感染原因・感染経路・感染地域		
			①感染原因・感染経路 (<u>確定:推定</u>)		

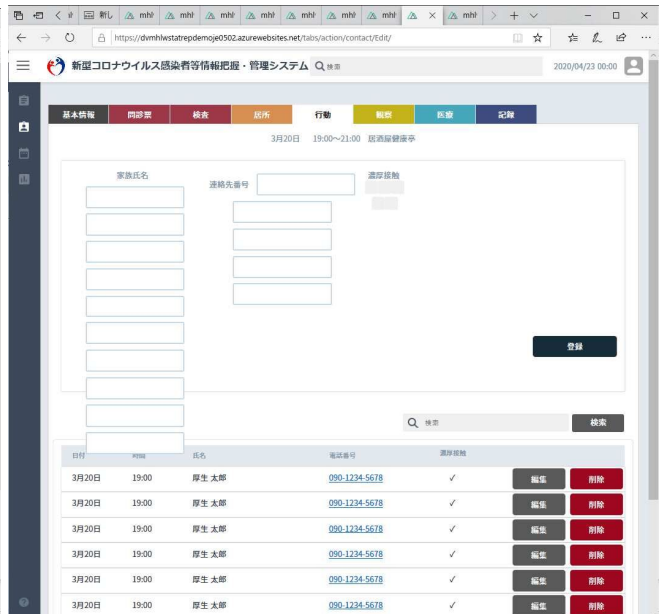


発生届

クラスター対策の効率化が可能に



行動歴一覧



接触者一覧

新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS*)について

*Gathering Medical Information System on COVID-19

○ 厚生労働省と内閣官房IT室が連携し、情報通信基盤センター（仮称）を構築
 全国の医療機関（約8,000病院）から、病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、
 医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援

必要な医療提供体制を確保

- 政府CIOポータルにおいて、各病院の稼働状況を可視化
- マスク等の物資の供給に活用
- 空床確保状況を、患者搬送調整に活用 等

【新システム導入のメリット】

国民

【医療機関情報】電話で確認する以外
 情報を得る方法はなかった

⇒ 政府CIOポータルから病院の稼働状況の閲覧が可能に

医療従事者

【報告】保健所へ電話等で報告
 【支援】支援を得るのに時間を要した

⇒ パソコン等での報告により保健所への照会対応不要に

⇒ 医療資材等の支援を迅速に受けることが可能に

保健所・
都道府県・国

【保健所業務】保健所が、医療機関に
 電話等で照会し、都道府県を通じて
 国に報告

⇒ 医療機関が直接入力することで、即時に集計され、
 自治体、国で共有可能に（保健所業務の省力化）

【情報共有】情報共有に時間を要した

⇒ 迅速な入院調整、医療機器や医療資材の配布調整
 等が可能に

【病院の報告状況】

（令和2年5月1日現在）

【政府CIOポータル】

登録医療機関数	6,216病院	報告医療機関数	4,898病院
うち感染症指定医療機関	464病院	うち感染症指定医療機関	396病院

